

宮崎県よろず支援拠点クリエイターズバンク公募要領

平成28年1月

令和2年8月1日改正

公益財団法人 宮崎県産業振興機構

1 設立趣旨等

経営上の様々な課題解決のために宮崎県よろず支援拠点（以下「よろず支援拠点」という。）に相談をされている県内中小企業・小規模事業者の支援の一層の強化を図るため、宮崎県よろず支援拠点クリエイターズバンクを設置し、デザイナー、ウェブ制作者、カメラマン、ライターなどのクリエイターの登録を行います。

2 登録要件

(1) 応募資格

- ① デザイナー、ウェブ制作者、カメラマン、ライター、イベント企画者などクリエイターとして個人またはグループで活動されている方
- ② 企業、デザイン事務所等所属のクリエイター
但し、企業、事務所の代表者の了承が必要です。
- ③ 企業、デザイン事務所等

(2) 登録料

無料

3 登録に要する資料等

以下に掲げる書類をA4ファイルにファイリング（様式はすべてA4サイズで統一してください）の上、1冊提出をお願いいたします。冊子の背表紙には企業名（個人の場合は氏名）を必ず記載してください。

なお、公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下、「機構」という。）でサテライト分を作成しますので、提出書類はすべてPDFにし、CD-ROMまたはメールで提出してください。

(1) クリエイターズシート（A4縦長：様式は任意）

下記の必要事項を記載してください。

- ① 企業概要（個人の場合は、略歴）
 - (ア) 企業名（個人の場合は商号）
 - (イ) 企業の沿革（個人の場合は、学歴・職歴等）
 - (ウ) 住所・本社所在地、(エ)連絡先（電話番号、FAX番号、URL、メールアドレス）
 - (オ) 資本金
 - (カ) 主な事業
 - (キ) 受賞歴
 - (ク) 資格・免許
 - (ケ) その他企業（個人）として記載したい内容

- ② 所属団体
- ③ 得意分野・ジャンル
- ④ 企業（個人）として対応可能な業務
- ⑤ 料金の目安（記載可能な場合で可）

※ 例：名刺デザイン作成… 円 ～ 円
 ホームページ制作… 円 ～ 円

- ⑥ 営業地域・活動範囲

県内全域活動できる場合はその旨を、県内で活動エリアが限定される場合には活動可能なエリアを明記してください。

- ⑦ クリエイターとしての実績

- (ア) 具体的な作品を示すことが可能な場合

代表的な作品（画像等：5点以内）とその作品に関する制作の意図、考え方などのコメントを記載してください。また、当該作品制作により、企業や商品の売り上げ向上が図られたような場合にはその実績も記載してください。

- (イ) 具体的な作品を示すことが困難な場合

具体的な活動実績及び当該活動により成果があった場合にはその実績を記載してください。

- ⑧ 業務を行う上での基本的な考え方（ポリシー）、取組姿勢等アピールしたいこと

(2) 企業、デザイン事務所の代表者の承諾書

企業、デザイン事務所等に所属するクリエイターが個人で登録する場合に御提出ください。様式は任意です。

(3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式）

4 相談者である企業等への情報提供

- (1) よろず支援拠点は、相談者である企業等（以下「相談者」という。）から要望があった場合は、クリエイターズバンクに登録された者（以下「登録者」という。）に関するすべての資料を提示します。
- (2) 相談者と登録者との面談の日程調整等は原則相談者自身が行うこととします。
なお、1回目の面談については、登録者は無償による対応となります。
- (3) よろず支援拠点及び公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）は双方の金銭面等の協議については一切の関与をいたしません。また、よろず支援拠点及び機構は、登録者が相談者との面談等に要する費用の負担は一切行いません。
- (4) 相談者及び指名のあった登録者のトラブルについては、双方の協議により解決するものとし、よろず支援拠点及び機構は一切の責任を負いません。

5 応募方法

(1) 応募期間（受付期間）

宮崎県よろず支援拠点は中小企業庁の事業であり、また、実施機関は毎年度公募となっているため、国の事業が継続し、かつ当機構が実施機関となっている間については、随時受付いたします。

なお、クリエイターズバンクへの登録申込み方法等につきましては、実施機関であ

る機構経営情報課で個別にご説明いたしますので、登録希望のクリエイターの方は、お電話で来訪される日時のご予約をお願いいたします。

一度面談を実施した上で、後日申請書類を作成いただき、機構経営情報課までご持参ください。

TEL 0985-74-3850

受付時間 平日8:30～17:00（12:00～13:00は除く）

※ 受付時間以外は対応できません。

(2) 申請方法

様式用の紙の大きさはA4版で、片面印刷でお願いします。

申請書類を提出される場合は、持参、郵送、メールいずれかにより提出してください。

申請書類は、企業へのご紹介のためのみ利用します。

申請書類は返却いたしませんので、後日必要が生じる場合などに備えて原本の控えをお備えください。

6 その他

面談の結果、機構が登録するのに相応しくないと判断した場合、暴力団排除に関する誓約書に反する事実が判明した場合、提出書類等に虚偽の申告があった場合、その他登録後に、機構が登録を継続することが適当でないと判断した場合は、登録をお断り、もしくは登録を取り消す場合があります。

(別紙様式)

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県産業振興機構理事長 殿

郵便番号

住所

名称・氏名

印

暴力団排除に関する誓約書

宮崎県よろず支援拠点クリエイターズバンクに登録するにあたり、当社（個人の場合は私）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき